

令和2年10月16日

2件

#### 消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

#### 〇特記事項あり

# <u>ノートパソコンに関する事故(リコール対象製品)について</u>

(詳細は次頁以降参照。)

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故 該当案件なし
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 (うち換気扇1件、ノートパソコン1件)
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 8件 (うち延長コード1件、リチウム電池内蔵充電器1件、除湿機1件、 高圧洗浄機1件、電動アシスト自転車1件、 バッテリー(電動剪定機用)1件、投げ込み式湯沸器1件、 ヘアドライヤー1件)
- 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及 び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審 議を予定している案件 該当案件なし
  - 1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

#### 5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

#### 6. 特記事項

#### パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて

(管理番号: A202000502)

# ①事故事象について

パナソニック株式会社(法人番号:5120001158218)が製造したノートパソコンを 充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現 在、調査中です。

# ②当該製品のリコール(バッテリー診断・制御プログラムの提供)について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、充放電の繰り返しにより搭載バッテリーの劣化が進行して内圧が上昇すると、異物が存在していた場合に内部短絡を生じて出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2018(平成30年)年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

なお、今般報告のあった当該製品事故(管理番号: A202000502) が上記リコール 事象によるものかどうかは現時点では不明です。

#### ③対象製品:機種(シリーズ)、製造期間、対象台数

機種(シリーズ)	製造期間	対象台数		
CF-SX1/SX2/SX3/SX4	2012年1月~2018年3月	669,569		
CF-NX1/NX2/NX3/NX4	2012 - 17] 2010 - 07]	000,000		
CF-S10	2011年2月~2014年11月	219,030		
CF-N10	2011年2月~2014年11月	219,030		
CF-AX2/AX3	2012年10月~2016年10月	135,114		
CF-C2	2012年10月~2018年3月	6,183		
合	計	1,029,896		

(注)SX4/NX4 の Windows10 プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018 年 (平成 30 年) 3月 28 日からリコール (バッテリー診断・制御プログラムの提供の決定)

改修率:59.4%(2020年10月9日時点)

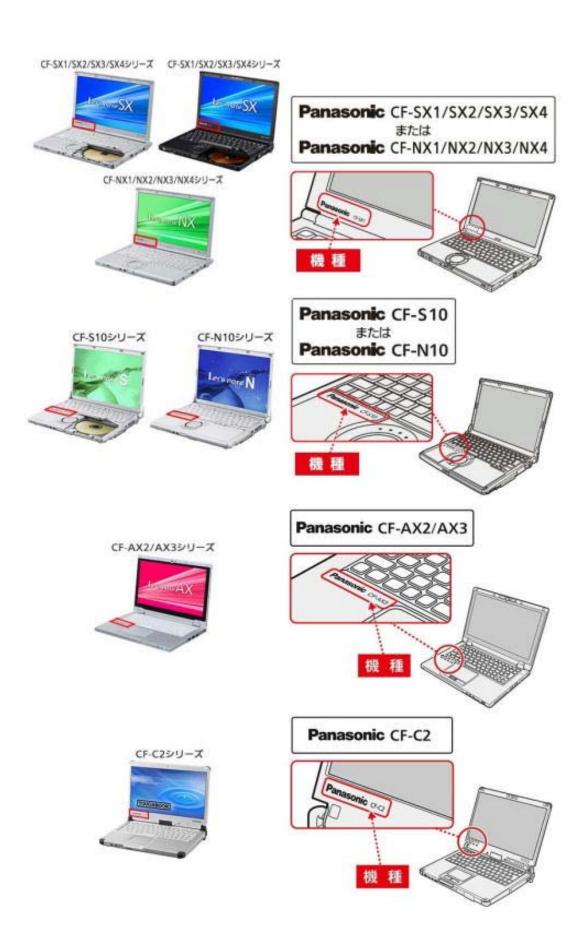
# <リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2010 年度以降の事故の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2020 年度	1	火災	2014 年度	0	
2019 年度	2	火災	2013 年度	0	_
2018 年度	2	火災	2012 年度	0	_
2017 年度	4	火災	2011 年度	0	_
2016 年度	0	_	2010 年度	0	_
2015 年度	0	_			

<ノートパソコンの機種の確認方法>

ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。



# ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

# 【問合せ先】

パナソニック株式会社

電 話 番号:0120(870)163

受付時間:9時~17時(土・日・祝日を除く。)

ウェブサイト: https://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html

※同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムが

ダウンロードできます。

# 【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当:加藤、鈴木、豊田

電 話:03(3507)9204(直通) FAX:03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担 当:関根、田代

電 話:03(3501)1707(直通)

FAX: 03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。) 該当案件なし

# 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000497	令和2年8月3日	令和2年10月12日	換気扇		東京芝浦電気株式会社(現 東芝キヤリア株式会社)		当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺 を汚損する火災が発生した。現在、原因を調 査中。	山形県	製造から40年以上 経過した製品 令和2年9月3日に消 費者安全法の重大 事故等として公表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年10月2
A202000502	令和2年9月30日	令和2年10月13日	ノートパソコン	CF-SX2JDHYS	パナソニック株式会 社		当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。現在、原因を調査 中。	岩手県	令和2年10月8日に 消費者安全法の重 大事故等として公表 済 平成30年3月28日 からリコールを実施 (特記事項を参照) 改修率:59.4%

# 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000493	令和2年10月3日	令和2年10月12日	延長コード	火災	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼 損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因か も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上 経過した製品
A202000494	令和2年9月16日	令和2年10月12日	リチウム電池内蔵 充電器	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年10月9 日
A202000495	令和2年10月1日	令和2年10月12日	除湿機	火災	当該製品を使用中、発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山形県	令和2年10月15日 に消費者安全法の 重大事故等として 公表済
A202000496	令和2年9月28日	令和2年10月12日	高圧洗浄機	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和2年10月8日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済
A202000498	令和元年9月 ※不明	令和2年10月13日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年9月28日 報告書の提出期限 を超過していること から、事業者に対し 厳重注意
A202000499	令和2年9月11日	令和2年10月13日	バッテリー(電動剪 定機用)		作業場で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災 が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現 在、原因を調査中。	滋賀県	
A202000500	令和2年7月8日	令和2年10月13日	投げ込み式湯沸器	火災	当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	令和2年7月30日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年10月5 日
A202000501	令和2年7月9日	令和2年10月13日	ヘアドライヤー	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該 製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和2年7月22日に 消費者安全法の重 大事故等として公 表済 事業者が重大製品 事故として認識した のは令和2年10月2 日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合 同会議において審議を予定している案件 該当案件なし	

換気扇 (管理番号: A202000497)

